

東京都行政書士会多摩中央支部 旅費交通費等の支給に関する内規

第1条（目的）

この内規は、東京都行政書士会多摩中央支部（以下「支部」という。）の役員及び支部会員（以下「会員」という。）が、支部の業務遂行上必要により、出張する場合に支給する旅費交通費等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（用語の意義）

「出張」とは、会員が支部の業務遂行上必要により、支部地域の内外で業務を遂行することで、支部長が認めたもの及び東京都行政書士会（以下「本部」という。）の行う大会・支部長会・委員会等に出席することをいう。

第3条（旅費交通費の算定）

旅費交通費は1回5,000円を限度として支給する。ただし、本部及び支部役員が本部の会議等に召集された場合、本部等よりそれ相当の旅費交通費が支給されたときは、支部より旅費交通費は支給しないものとする。

2. 旅費交通費の支給額については、別に定める旅費交通費準則によるものとする。

第4条（出張報告及び交通費の請求）

出張した会員は、出張が完了したときは、速やかに支部長に対し、出張報告するとともに、旅費交通費等を請求するものとする。

第5条（その他）

本内規によりがたい場合は、その都度支部長が決定するものとする。

第6条（改廃）

この準則の改廃は、役員会の議決によりこれを決定する。

附 則

この内規は、平成26年4月8日から施行し、同日から運用する。

東京都行政書士会多摩中央支部 旅費交通費準則

第1条（目的）

この準則は、東京都行政書士会多摩中央支部（以下「支部」という。）の役員及び支部会員（以下「会員」という。）が、支部の業務遂行上必要により、出張する場合に支給する旅費交通費等の支出について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（旅費交通費の支給）

旅費の支給は、東京都行政書士会（以下「本会」と称す）及び各種会議（役員会、懇談会、各種委員会等）への出席、その他役員会の議決に基づき出張したときに支給される。ただし、本部等よりそれ相当の交通費が支給されたときは、支部より交通費は支給しないものとする。

第3条（旅費の種類）

旅費の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本会の定時総会等の行事に出席したとき 5,000円
- (2) 支部の役員会に出席したとき 4,000円
- (3) 支部の各部会（総務、会計、広報、渉外、事業等）その他委員会等の会議、打ち合わせ会、に出席したとき 1,000円
- (4) 弔問、疾病、罹災等で関係先へ出張したとき 2,000円
- (5) 小平市、小金井市の両市が定める市民相談「遺言・相続と暮らしの手続相談」の業務を行うため各市役所へ出張したとき 5,000円
- (6) 支部主催で行われる相談会に相談員として出席したとき
（半日） 2,000円
（全日） 3,000円

第4条（その他）

この準則で定める事項以外において、必要とする事項は役員会がその都度これを決定する。

第5条（改廃）

この準則の改廃は、役員会の議決によりこれを決定する。

附 則

この準則は、平成26年4月8日から施行し、同日から運用する。